

大和北道路有識者委員会規約

(目的)

第1条 委員会は、大和北道路の計画において、P Iプロセスの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、P Iプロセスの進め方について審議、評価し、意見の把握、分析を行い、それらを踏まえて推奨すべき計画案等について審議し、提言する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) P Iプロセスの進め方についての審議、評価
- (2) 大和北道路の計画案の審議
- (3) 市民等の意見の把握、整理、分析
- (4) 大和北道路の必要性についての審議
- (5) 基本計画策定にあたり配慮すべき事項についての取りまとめ
- (6) 推奨すべき計画案の検討、選定
- (7) その他必要な事項の検討

(構成)

第3条 委員会は、その目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表しない公正中立な立場の有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。

3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第4条 委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会の目的及び所掌事項を完了するまでとする。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第9条 委員会は基本的に公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路計画第一課、奈良国道工事事務所調査第二課及び奈良県土木部道路建設課に置く。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成14年9月20日から施行する。